

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定書

平成24年4月13日

高松市・さぬき市

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）とさぬき市（以下「乙」という。）は、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関し、次の条項により協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、瀬戸・高松広域定住自立圏の中心市宣言を行った甲とその宣言に賛同した乙が、定住のために必要な都市機能および生活機能を確保して中枢拠点性を強化するとともに、圏域内への人の流れを創出することを目的として、瀬戸・高松広域定住自立圏を形成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的を達成するため、瀬戸・高松広域定住自立圏を形成し、次条に規定する取組事項において、相互の資源および機能の活用、事業の共同実施等により、相互に役割を分担して強力な連携を図るものとする。

（連携する具体的事項）

第3条 甲および乙が連携して取り組む具体的事項（以下「取組事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）生活機能の強化

ア 医療

医療を安定的に提供できる体制の確保

（ア）取組の内容

医療を安定的に提供できる体制を確保するため、医療職員（医師および歯科医師を除く。）の資質向上に取り組む。

（イ）甲の役割

乙の医療機関の医療職員（医師および歯科医師を除く。）に実地研修の機会を提供する。

（ウ）乙の役割

医療職員（医師および歯科医師を除く。）の資質向上を図るため、甲から提供される実地研修の機会を活用する。

イ 福祉

(ア) 子育て支援および高齢者保護の充実

a 取組の内容

子育て支援および高齢者保護の充実を図るため、ボランティア組織等の整備による育児支援および警察、関係団体等のネットワークによるはいかい高齢者保護を支援する。

b 甲の役割

(a) さぬき市ファミリー・サポート・センターの行う育児に関する相互援助活動を住民に周知し、同センターの運営を支援するとともに、たかまつファミリー・サポート・センターが実施する相互援助活動事業の対象を乙の区域の住民にも拡大して実施する。

(b) はいかい高齢者の早期発見および保護を目的として、乙および警察、関係団体等との協力連携による高齢者セーフティネットワークを整備し、その円滑な運営を支援する。

c 乙の役割

(a) たかまつファミリー・サポート・センターの行う育児に関する相互援助活動を住民に周知し、同センターの運営を支援するとともに、さぬき市ファミリー・サポート・センターが実施する相互援助活動事業の対象を甲の区域の住民にも拡大して実施する。

(b) 甲と連携して高齢者セーフティネットワークを整備し、その円滑な運営を支援する。

ウ 産業振興

(ア) 観光の振興

a 取組の内容

圏域の観光振興を図るため、地域の特色を生かしながら、観光プロモーション事業の実施、旅行商品の企画、販売等を行うとともに、国内外からの観光客の誘致に向けて、圏域の情報発信および圏域内の祭りや各種イベントなどにおける相互交流を行う。

b 甲の役割

- (a) 圏域の観光およびコンベンションの振興の中核を担う財団法人高松観光コンベンション・ビューローの主たる出資者として、同財団を実施主体とする観光プロモーション事業、旅行商品の企画、販売事業等を行う。
- (b) 国内外からの観光客を誘致するため、英語版ホームページを作成するほか、圏域の魅力を発信するための取組を企画・実施する。
- (c) 圏域内の祭りや各種イベントなどの周知宣伝活動を行うことにより、相互交流を促進する。

c 乙の役割

- (a) 地域の特色を生かしたイベント等を開催するほか、国内外からの観光客等を、圏域に誘致するために特有の観光資源を活用する。
 - (b) 財団法人高松観光コンベンション・ビューローの賛助会員等として、同財団の実施する観光プロモーション事業、旅行商品の企画、販売事業等を支援する。
 - (c) 甲が実施する圏域の魅力を発信するための取組について、広報媒体を使用して広く周知するとともに、英語版ホームページを作成し、甲の英語版ホームページとリンクさせる。
 - (d) 圏域内の祭りや各種イベントなどにおいて、相互交流を行う。
- (イ) 中心市街地におけるにぎわいの創出

a 取組の内容

中心市街地におけるにぎわいを創出するため、テナントミックス等による商業・サービスの魅力の強化、来街者の回遊の促進、魅力的な住宅供給による居住の促進等に取り組む。

b 甲の役割

- (a) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づき設立された高松市中心市街地活性化協議会の活動を支援する。

(b) 高松市中心市街地活性化基本計画に基づき、商業機能を強化するため、中心市街地における中央商店街の活性化を推進する。

c 乙の役割

整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。

エ その他

(ア) 消防・防災体制の強化

a 取組の内容

圏域における消防・防災体制を強化するため、甲乙間で災害時相互応援協定、消防相互応援協定を締結し、これらに基づき相互応援を行う。

b 甲の役割

乙と災害時相互応援協定、消防相互応援協定を締結し、これらに基づき相互応援を行う。

c 乙の役割

甲と災害時相互応援協定、消防相互応援協定を締結し、これらに基づき相互応援を行う。

(イ) 不法投棄の防止

a 取組の内容

不法投棄を防止し、圏域の生活環境および自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。

b 甲の役割

乙と意見交換や相互周知等を行い、圏域内における不法投棄対策事業を推進する。

c 乙の役割

甲と意見交換や相互周知等を行い、圏域内における不法投棄対策事業を推進する。

(2) 結びつきやネットワークの強化

ア 地域公共交通

公共交通機関の利用促進

(ア) 取組の内容

公共交通機関の利用促進を図るため、マイカーから公共交通機関への利用の転換を誘導するパークアンドライドの推進を始め、利用者の利便性向上に取り組む。

(イ) 甲の役割

- a 中心市街地の移動手段として、レンタサイクル事業を行う。
- b 圏域における公共交通の課題および利用者の利便性向上について、乙と連携して継続的に調査し、効率的かつ効果的な公共交通機関の利用促進手法の検討を行う。

(ウ) 乙の役割

- a パークアンドライド駐車場を確保し、または確保について支援する等、乙の区域内のパークアンドライドを推進する。
- b 甲と連携して効率的かつ効果的な公共交通機関の利用促進手法の検討を行う。

イ デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

ブロードバンドの利用環境の向上等

(ア) 取組の内容

圏域内のブロードバンドの利用環境の向上およびその活用を図るため、情報交換、調査、検討等を行う。

(イ) 甲の役割

- a 乙のブロードバンドの利用環境の向上に資する情報提供を行う等、乙の調査、検討等を支援する。
- b 圏域内のブロードバンドの活用について、情報交換、調査、検討等を行う。

(ウ) 乙の役割

- a 地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討する。
- b 圏域内のブロードバンドの活用について、情報交換、調査、検討等を行う。

ウ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進

中心市街地における直売所の整備および活用

(ア) 取組の内容

地産地消を促進するため、中心市街地における中央商店街等への特産品等の直売所の整備を支援し、圏域内の生産者との連携の下、その活用に取り組むほか、圏域の特産品に関する周知宣伝活動を行う。

(イ) 甲の役割

- a 中心市街地における中央商店街等への直売所の整備等を支援する。
- b 乙が行う乙の特産品等に関する周知宣伝活動を支援する。

(ウ) 乙の役割

- a 直売所を活用して乙の特産品等の販売を促進し、消費拡大を図る。
- b 乙の特産品について、甲の区域内での消費拡大につなげるための周知宣伝活動を行う。

エ 地域内外の住民との交流促進

自然体験等を通じた住民の交流の促進

(ア) 取組の内容

地域の活性化を図るとともに地域間の住民の相互理解を深めるため、自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、圏域内の児童、生徒等の参加を促進する。

(イ) 甲の役割

乙が実施するイベントについて、甲の区域内の住民に周知・啓発を行う。

(ウ) 乙の役割

自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、圏域内の児童、生徒等の参加を促進する。

オ 文化芸術の振興

(ア) 文化的資産の活用

a 取組の内容

文化的資産の充実と知名度の向上を図るため、文化的資産の連携

に取り組む。

b 甲の役割

圏域内の四国霊場札所および遍路道（以下「四国霊場札所等」という。）の文化的資産について、甲の各種広報媒体を活用して、圏域内外へ情報発信を行う。

c 乙の役割

圏域内の四国霊場札所等の文化的資産について、乙の各種広報媒体を活用して、圏域内外へ情報発信を行うとともに、甲に対して情報提供を行う。

(イ) 文化芸術鑑賞等の機会の提供

a 取組の内容

文化芸術事業を開催し、圏域内の児童、生徒等に優良な文化芸術鑑賞等の機会を提供する。

b 甲の役割

甲が設置する高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業を主催し、圏域内の児童、生徒等を招待するとともに、圏域内の公民館等への出前公演を行い、住民に文化芸術の鑑賞機会を提供する。

c 乙の役割

甲が主催する文化芸術事業に共催し、乙の区域内的の児童、生徒等に周知するほか、当該児童、生徒等の鑑賞について必要な措置を講ずるとともに、甲が実施する出前公演に対し、協力団体の募集等を行う。

カ その他

(ア) 圏域情報の発信および共有化

a 取組の内容

圏域内外の住民との活発な交流を促進するため、圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。

b 甲の役割

(a) 圏域内の地域情報を、乙の各種広報媒体への掲載用として乙に提供する。

(b) 甲の各種広報媒体を活用して圏域内外へ地域情報を発信する。

(c) 圏域内の地域情報の発信および共有化に関し、総合的な推進と調整を行う。

c 乙の役割

(a) 乙の地域情報を、圏域内の各種広報媒体掲載用として甲に提供する。

(b) 乙の各種広報媒体を活用して圏域内外へ地域情報を発信する。

(イ) 高松市屋島陸上競技場の活用

a 取組の内容

圏域内のスポーツ振興を図るため、甲が再整備する高松市屋島陸上競技場（以下「競技場」という。）を活用し、スポーツを通じた圏域住民の交流を推進する。

b 甲の役割

(a) 競技場の設置者として、競技場を再整備し、管理運営を行う。

(b) 関係団体等と連携し、競技場において圏域内の住民が参加する競技会および各種イベントの開催等を行う。

c 乙の役割

(a) 関係団体等と連携し、競技場において圏域内の住民が参加する競技会および各種イベントの開催等を行う。

(b) 競技会、各種イベント等への参加を始め、乙の住民による競技場の施設利用を促進する。

(ウ) 環境学習の推進

a 取組の内容

環境意識の向上を図るため、環境学習を通じた圏域住民の交流を推進する。

b 甲の役割

圏域住民を対象とした環境学習講座等を開催する。

c 乙の役割

甲が実施する講座について、乙の区域内の住民に周知するほか、開催に当たり必要な措置を講ずる。

(エ) 環境負荷の少ない自動車の普及促進

a 取組の内容

低炭素社会の実現を目指すため、環境負荷の少ない自動車の普及促進を図る。

b 甲の役割

環境負荷の少ない自動車の普及を促進するための取組を実施する。

c 乙の役割

甲が実施する取組について、乙の区域内の住民に対し、周知・啓発を行う。

(オ) 地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供

a 取組の内容

圏域内の児童、生徒等に甲の区域内を拠点として活動している地域密着型トップスポーツチーム（以下「トップスポーツチーム」という。）の試合観戦の機会を提供する。

b 甲の役割

トップスポーツチームの試合の観戦イベントを企画・実施し、圏域内の児童、生徒等を招待する。

c 乙の役割

甲が実施する観戦イベントについて、乙の区域内の児童、生徒等に周知するほか、当該児童、生徒等の観戦について必要な措置を講ずる。

(3) 圏域マネジメント能力の強化

ア 職員の交流、人材育成等

(ア) 取組の内容

職員の資質向上および圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同研修、圏域外から専門の講師の招へい等を行う。

(イ) 甲の役割

a 乙の職員に甲が実施する研修への参加の機会を提供する。

- b 必要に応じ、研修の講師として圏域外の専門家の招へい等を行う。

(ウ) 乙の役割

甲の取組を活用し、乙の職員の能力および資質の向上を図る。

イ その他

(ア) 大学等との連携事業

a 取組の内容

取組事項の効果的な実施を図るため、圏域内の大学等と相互に連携して研究交流を行う。

b 甲の役割

圏域内の大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い、その成果を取りまとめて乙および関係機関に周知し、ならびにその成果を活用することにより、取組事項の効果的な実施を図る。

c 乙の役割

甲が圏域内の大学等と連携協力して行う取組事項についての調査研究に協力し、その成果を活用することにより、取組事項の効果的な実施を図る。

(イ) 市民活動団体等との協働事業

a 取組の内容

市民活動団体等との協働を推進するため、市民活動団体等の持つ専門性・先駆性・柔軟性などの特性を生かした協働企画提案型の委託事業（以下「協働企画提案事業」という。）を実施する。

b 甲の役割

圏域内の市民活動団体等から協働企画提案事業を募集し、採択した事業を実施する。

c 乙の役割

協働企画提案事業について、乙の区域内的の市民活動団体等に周知するとともに、市民活動団体等の育成に努める。

(事務の執行等に係る基本的事項)

第4条 取組事項を推進するため、甲および乙は、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 取組事項の推進のため、必要な費用が生じるときは、甲および乙は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続または人員の確保に係る負担ならびに前条および前項に規定する費用の負担については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の変更または廃止)

第5条 この協定を変更または廃止しようとするときは、甲、乙協議して決定するものとする。この場合において、甲および乙は、あらかじめそれぞれの議会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲または乙のいずれかは、その議会の議決を経て相手方に廃止を求める旨を通告することができる。この場合において、この協定は、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(定めのない事項等の処理)

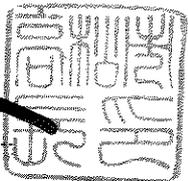
第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月13日

甲 高松市
高松市長

大西 秀人



乙 さぬき市
さぬき市長

大山 茂樹

